

意見の概要及び国土交通省の考え方

意見の概要	国土交通省の考え方
<p>施工管理及び大学院における建築設計に関する実務的教育も、一級建築士の受験資格の実務経験要件として認めるべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本省令において一定の工事の施工管理について建築士試験の実務経験として定めています。 また、大学院における一定の実務的教育を建築士試験の実務経験として定める予定です。</p>
<p>一級建築士試験の実務経験要件について、行政機関における実務経験を営繕業務又は建築確認業務だけに限らず、建築行政全般について認めるべきではないか。少なくとも、従来の制度において対象となった者については、経過措置をとるべきではないか。</p>	<p>一級建築士の実務経験要件については、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会のとりまとめ(平成19年12月)を踏まえ、資格を付与する段階で、設計及び工事監理に必要な能力を有しているかどうかを的確に検証する観点から、設計又は工事監理に関する実務に限定しているところであり、これと同等と認められるものとして建築確認等の実務を定めているところです。 なお、施行日前における改正前の法令に基づく実務経験は、施行日後においても改正後の法令に基づく実務経験とみなされることとなります。</p>
<p>管理建築士の業務要件について、大学院の博士課程における在学期間は含まれるのか。</p>	<p>建築士法第24条第2項に、建築士としての業務と定められており、大学院の博士課程における在学期間は含まれません。</p>
<p>一級建築士の実務経験を誰が証明するのか明示すべきではないか。</p>	<p>社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会のとりまとめ(平成19年12月)を踏まえ、管理建築士等による証明を要件とすることとなります。</p>
<p>建築主として発注した物件の設計・工事監理業務の補助も実務経験に含めてよいのか。</p>	<p>立場に関わらず、設計・工事監理に関する実務であれば、含めることができます。</p>
<p>大工や現場監督の実務についても、実務経験として認めるべき。</p>	<p>社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会のとりまとめ(平成19年12月)を踏まえ、大工工事や建築一式工事の施工の技術上の管理についても実務経験として認めることとしております。</p>
<p>実務経験として、技術開発、工法開発等の工事監理以外の業務の補助も加えるべきではないか。</p>	<p>社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会のとりまとめ(平成19年12月)を踏まえ、設計・工事監理に資する実務に限定することとしています。</p>
<p>実務経験として、従来通り、大学院での在学期間も認めるべきではないか。</p>	<p>社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会のとりまとめ(平成19年12月)を踏まえ、告示において、大学院における一定の実務的教育を実務経験として定める予定です。</p>
<p>一級建築士試験の受験資格としての実務経験要件について、二級建築士事務所又は木造建築士事務所における設計・工事監理の補助は認められないのか。</p>	<p>二級建築士事務所又は木造建築士事務所における設計・工事監理の補助も実務経験に含まれます。</p>

<p>建築士事務所登録の有効期間が5年間であるのに、なぜ定期講習の受講期間は何故原則3年間なのか。</p>	<p>新たな建築技術の普及、建築基準法等関係法令の改正への対応のため、定期講習の受講期間を3年としており、建築士事務所の登録の有効期間とは考え方が異なります。</p>
<p>建築工事契約に関する事務は、事務的な仕事なので、管理建築士の業務要件としてはふさわしくないのではないかな。</p>	<p>社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会のとりまとめ(平成19年14月)を踏まえ、建築工事契約に関する事務も含め、建築士法に定める建築士事務所開設が必要となる業務を対象としています。</p>
<p>管理建築士の要件が強化され、3年の実務経験が必要となったが、平成20年6月に公布され、平成20年11月に施行では、時間が短すぎるのではないかな。平成20年度の建築士資格取得者は、急に3年の実務経験を求められることになってしまう。3年の実務経験を求めるのであれば、施行まで3年の時間をとるべきではないかな。</p>	<p>3年以上の建築士としての業務を管理建築士の要件とすることは、平成18年12月20日に公布された「建築士法等の一部を改正する法律」により定められたものです。 なお、既に管理建築士である方については、施行後3年の間に要件を満たせばよいこととなっています。</p>
<p>消防署においては、消防用設備の設置等に関連して、建築物に係る専門的知識が必要となることから、建築士の資格取得を目標に勉強している者が数多くいる。建築士試験の実務経験要件として、建築確認申請の消防同意事務を認めるべき。</p>	<p>告示において、建築基準法第九十三条第一項に規定する消防長等の同意に関する実務を建築士試験の実務経験として定める予定です。</p>